

日行連発第 436 号
令和 4 年 7 月 8 日

各单位会長様
担当者様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

生活衛生業コロナ対策申請支援事業
～事業の終了について～

平素より本会の運営にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

昨年より開始しました標記事業について、今般の事業復活支援金の申込受付終了に伴い一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下、「中央会」という。）と事業の見直しの協議を行って参りましたが、現時点で当初より割り当てられていた中央会の予算を超過する見込みであることが判明いたしました。

このため、現在の事業を継続することが困難となったため、7月末日をもって終了させていただくこととなりました。つきましては、支援申込の受付期限、謝金等経費の支払い予定等を下記のとおりご案内いたします。

各单位会におかれましては、ご確認の上ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 支援申込の受付期限について

本事業は、7月末日をもって終了となります。7月末日までに支援が終了することが絶対条件となりますので、支援申込があった際には十分ご留意いただくよう会員へ周知してください。また、現在継続中の案件について、7月末日で本事業による支援は終了となりますが、8月以降も継続が見込まれる場合は事前に支援申込者に説明し、8月以降有償で継続するか否か事前に決定しておくよう会員へ周知していただくよう併せてお願い申し上げます。

2. 謝金等経費のお支払いについて

7月末日までに支援が終了しており、下記の期日までに本会へご報告いただくことを前提として、9月中に本会から各单位会に対し、支払いが完了するよう手続きを進める予定です。

3. 実施報告書及び完了報告書の提出期限について

7月末日までに支援が終了した案件全てを、8月末日までに本会へご提出願います。
提出期限を過ぎて各報告書をご提出いただいても、対応出来かねますので十分ご留意ください。（既にキャンセルなどの連絡を本会または中央会に行っている案件については、実施報告書及び完了報告書の提出は不要です。）

4. 今後の支援事業について

今後、中央会では相談者から直接の支援申込の受付等を行わず、都道府県毎に設置された生活指導センターが、これに代わり相談者より支援申込を受け付ける予定とのことです。地元の都道府県の生活指導センターから各単位会に協力要請があった場合、一定の連携をお願いすることを検討させていただきますが、新たなスキームについては、各単位会への負担が従来より低減する方向で調整させていただきます。詳細は、整い次第あらためてご案内申し上げます。

5. 留意事項について

8月以降に支援申込者より相談があり、依頼を受ける場合は、通常の行政書士業務として有償にてご対応いただくこととなります。単位会におかれましては、既述のとおり本事業の7月末日終了及び、8月以降は有償となる旨を支援申込者に事前にご説明いただくよう会員への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

以上